

個人ばく露測定定着促進補助金の第2期公募期間が以下の
とおり変更となりました。

R6年（2024年）9月3日

（令和6年9月1日～令和6年10月15日）⇒変更

令和6年9月1日～令和6年10月25日（必着）

個人ばく露測定定着促進補助金のご案内

令和6年4月から新たな化学物質の自律的管理に関する規制が全て施行となり、リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う事業者は、リスクアセスメントの結果に基づき、作業を行う労働者へのばく露をできる限り低減すること等が義務となりました。このリスクアセスメントの一環として実施したり、適切な呼吸用保護具の選定のために実施される「個人ばく露測定」を行う事業者は、費用の一部を支援する「個人ばく露測定定着促進補助金」が交付されます。ぜひご活用ください。

補助を受けることができる事業主

次の（１）～（３）すべてに該当する事業主が対象です。

- （１）労働者災害補償保険の適用事業主
- （２）次のいずれかに該当する中小事業主

業 種		常時雇用する労働者数※1	資本金または出資の総額※1
小売業	小売業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	物品賃貸業、宿泊業、娯楽業、複合サービス（例：協同組合）など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	農・林・漁業、製造業、建設業、運輸業など	300人以下	3億円以下

※1 労働者数が資本金のどちらか一方の条件を満たせば、中小企業事業主となります。

- （３）リスクアセスメント対象物（労働安全衛生法第57条の3でリスクアセスメントの実施が義務づけられている有害物質）を製造し、又は取り扱う作業を行う作業場の個人ばく露測定を行う中小企業事業主（ただし、①法令で義務付けられた作業環境測定を実施し、第3管理区分が改善困難な場合に実施する個人ばく露測定、②金属アーク溶接等作業における個人ばく露測定、を除く）

補助の概要

補助対象	上限額
作業環境測定機関に委託する個人ばく露測定及び分析等に要する経費	5万円

補助の対象となる経費及び補助金の算定方法等

1. 補助の対象となる経費	2. 補助基準額	3. 補助金の算定方法
次に掲げる個人ばく露測定及び分析等に要する経費（消費税は除く） ①リスクアセスメント対象物取扱等作業中のデザイン及びサンプリング ②採取された試料の吸光光度分析法、原子吸光分析等の方法又はこれと同等以上の性能を有する分析方法による分析 ③作業環境測定士派遣料	個人ばく露測定及び分析等1名当たり5万円	1欄に掲げる補助対象経費（最大2名分）と2欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額の2分の1を交付額とする。なお、申請できるリスクアセスメント対象物取扱等従事労働者は1作業場当たり最大2名分。また、複数の作業場に係る申請があった場合、同一申請者当たりの交付金額の合計は5万円を上限とする。



補助金公募期間

- 第1期公募 令和6年6月1日～7月31日（必着） 補助金の予定額 9,000万円
第2期公募 令和6年9月1日～10月15日（必着） 補助金の予定額 1,000万円
・第1期公募予定額に残が生じた場合、第2期公募予定額に上積みされます。

交付申請に必要な書類

本補助金は、**測定前**に申請等が必要です

* 全衛連ホームページから指定様式をダウンロードし必要な書類を作成し、申請をしてください。

個人ばく露測定定着促進補助金交付申請書（様式1）

<添付書類>

1. 事業場概要（別紙1）
2. 確認書（別紙2）
3. 個人ばく露測定に要する費用見積書（写：作業環境測定機関作成）

★内容に不明な点がある場合は、確認のための追加資料を求める場合があります。

測定報告及び補助金請求に必要な書類

* 全衛連ホームページから指定様式をダウンロードし必要な書類を作成し、補助金請求をしてください。

個人ばく露測定定着促進補助金実績報告及び請求書（様式4）

<添付書類>

1. 個人ばく露測定結果報告書（写：作業環境測定機関作成）
2. 請求書（写）
3. 領収書（写）または 振込明細書（写）

申請手続きの流れ

個人ばく露測定費用の
見積

- ・作業環境測定機関に相談の上で測定費用の見積書を作成してもらってください。

募集期間内に
郵送等により申請

- ・補助金交付申請書を全衛連ホームページからダウンロードし必要な添付書類を作成し、申請してください。

交付決定
(不交付決定)

- ・交付決定通知書（不交付決定通知書）を発送します。

測定の発注・測定実施

- ・交付決定通知書が届いた後、作業環境測定機関に正式発注し、測定を実施してもらってください。

※決定通知前に実施した場合の費用は補助対象となりません。

測定実績報告及び補助金
請求書を提出

- ・測定実績報告及び補助金請求書を全衛連ホームページからダウンロードし、必要な書類を添付し申請してください。**必要書類は令和7年2月28日（金）までに申請書提出先に到着するようご提出ください。この期日を過ぎて到着したものは補助金をお支払いできません。**

補助金の交付

- ・指定の口座に補助金が振り込まれます。

申請窓口・相談窓口

全衛連（補助金交付事務代行事業者）

申請書類等の入手 <http://www.zeneiren.or.jp>

申請書提出先 〒108-0014 東京都港区芝4-11-5 田町ハラビル5階

電子申請アドレス hojyokin@zeneiren.or.jp

相談等 TEL 03-6453-9969（平日 午前10時～午後5時）

注意

この補助金は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の対象のため、**厳格な運用が求められる制度です**。補助金の交付要綱、実施要領、交付規程、その他の規定類をよく読み、制度の内容を理解してから申請してください。